

山口県教育委員会危機管理マニュアル

平成23年4月1日現在

山口県教育委員会

目 次

第1編 総 則

1. 目的	1
2. 対象とする範囲	1
3. 基本方針	2

第2編 事前対策

1. 情報連絡網の整備	3
2. 情報連絡における基本的視点の共有化	3
3. 非常参集要員の指定、非常参集のための緊急連絡網の整備	3
4. 訓練の実施	3

第3編 応急対策

第1章 各危機類型に共通する応急対策

1. 初動時における情報連絡	4
2. 山口県教育委員会危機管理対策本部の設置（初動体制の確立）	5
3. 職員の非常参集	7
4. 情報の収集・伝達	8
5. 広報活動	9
6. 救助・救急、医療等活動	9
7. 避難	9
8. 応援要請	9
9. 緊急輸送	9
10. 災害弱者支援	9
11. ボランティア活動支援	10

第2章 各危機類型の個別の応急対策

1. 学校等関連施設へ不審者が侵入・占拠、生徒等に危害が発生	10
2. 学校等関連施設の爆破等（予告を含む）	10
3. 多数の職員または生徒等が巻き込まれた事件・事故の発生	11
4. 海外修学旅行における死亡事故等被害の発生	12
5. 極端な雑踏による被害の発生（県イベントの場合）	12
6. 新型インフルエンザの発生	13

第4編 資料編

第1編 総則

1. 目的

山口県教育委員会（以下「県教委」という。）が所管する事項に関して、県民の生命、身体、財産等に重大な被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある緊急事態が発生した場合（以下「当該危機」という。）に、県教委として速やかに初動体制を確立するとともに、各課の所管事項をまたがる横断的な対策を迅速に実施することにより、県民の生命、身体、財産等の安全を確保することを目的とする。

2. 対象とする危機の範囲

- 所管が不明確な緊急事態又は所管が明確であっても各課の機能を集約し、横断的かつ迅速に対応することが必要と判断される事態を対象とする。
- 地域防災計画に基づく災害対応については、従来どおり同計画に基づき対応するものとする。
- 所管が明確で、かつ各課の個別対応が可能な事態については、一義的には各課が対応するものとする。

【想定される主な危機の種類】

危機の様態	危機の種類	主担当課
重大な事件等の発生		
〈事件関係〉	学校等県教委関連施設へ不審者が侵入・占拠、生徒等に危害が発生	
	公立学校、公立幼稚園（生徒、園児、職員） （登下校時含む）	学校安全 ・体育課
	図書館、博物館（見学者等）	社会教育・ 文化財課
	その他県教委関連施設（職員、来庁者等）	所 管 課
	庁舎の爆破等（爆破予告を含む）	
	県教委関連施設	所 管 課
〈事故関連〉	修学旅行・校外実習中の被害発生	学校安全 ・体育課 (高校教育課) (義務教育課)
	極端な雑踏による被害の発生	
	県教委管理イベントの場合	所 管 課
健康への被害の発生	新型インフルエンザ等大規模な流行が予想される感染症の発生	学校安全 ・体育課
	重大な食中毒の発生	

3. 基本方針

(1) 基本的な心構え（4箇条）

危機管理に当たっては、次の4箇条を徹底すること。

1 悲観的に準備し楽観的に対処する

最悪の事態を想定した準備を行い、危機発生時に落ち着いて対処すること。

2 危機から逃げない

責任回避や、他人まかせの無責任な姿勢が、危機を拡大することから、事案に関わったもの全員が積極的かつ真摯に対応すること。

3 トップダウン

トップに立つものが先頭に立って、危機に立ち向かう姿勢を示すこと。

4 スポークスマンは一人

危機発生時には、県民に対して安心感をもたらす責任ある情報発信を行うことが重要であることから、情報発信窓口（担当者）は一本化すること。

(2) 山口県地域防災計画との関係

- 危機と災害は、被害への対応面で類似点が多いため、本マニュアルの想定を超える対応が必要となった場合は、地域防災計画に準拠して対処するものとする。
- 本マニュアル想定外の危機が発生した場合は、本マニュアル第3編応急対策及び地域防災計画に準拠して対処するものとする。

(3) 各課長の責務

- 危機が発生した場合、一義的には各課長をトップとする各課における個別対応をとることを基本とする。
- 危機発生時において、当該危機が担当課のみでは対処しきれない事案であると考えられる場合には、速やかに教育政策課長に通報するとともに、適切な初動体制をとること。

(4) 山口県教育委員会危機管理対策本部の設置

当該危機に対し、被害拡大の広汎性等（被害拡大のおそれ、社会的影響が大きい、極めて緊急な対応の必要性）に鑑み、県教委の組織をあげ横断的に迅速かつ的確に対処することが必要と認めるときは、教育長を本部長とする山口県教育委員会危機管理対策本部を設置するものとする。

資料…山口県教育委員会危機管理対策本部設置運営要綱

第2編 事前対策

1. 情報連絡網の整備

情報連絡網は、初動時における第一報の伝達、職員の非常参集、市町や関係機関との間の情報収集・伝達に不可欠であるため、人事異動結果などを反映し、常に見直しを行うこと。

2. 情報連絡における基本的視点の共有化

(1) 巧遅より拙速を優先

日頃から各担当セクションにおいて、報告（特に第一報）は、巧遅より拙速を優先すべきものであることについて認識を共有化しておくこと。

(2) 緊急報告事項の指定

初動対応に必要な第一報が、適切かつ確実に伝達されるよう、各課長は、休日夜間を問わず速報すべき事項を報告者に日頃から明示しておくこと。

緊急報告事項

業務に関わる重大な事件・事故が起こり、しかもそれで、

- ① 人命に関わる又は関わるおそれがある場合
- ② 翌日のマスコミに報道される可能性がある場合
- ③ 深夜にもマスコミから責任者の談話取材が行われるかもしれない場合
- ④ 深夜でも直ちに出勤するか、あるいは関係方面へ電話連絡するなど、自ら何らかの手を打つ必要がある場合
- ⑤ 県議会などが開会中で、翌日にも緊急質問の対象となりそうな性質のものである場合
- ⑥ 翌朝にも抗議・陳情などが予想される場合

①④ … 〈被害拡大のおそれ〉 〈極めて緊急な対応の必要性〉

②③④⑤⑥ … 〈社会的影響が大きい〉

3. 非常参集要員の指定、非常参集のための緊急連絡網の整備

各課は、危機の発生に備えて、課内対応－教育庁対応－全県対応（知事トップ）の各段階に応じて、休日夜間も含め、迅速かつ的確に職員が確保できるよう、あらかじめ非常参集要員を指定するとともに、非常参集のための緊急連絡網を定めておくこと。

4. 訓練の実施

職員の危機管理意識の向上と危機発生時の円滑な対応が可能となるよう、各課において、随時、図上訓練などにより、危機に即応できる体制を整えておくこと。

第3編 応急対策

第1章 各危機類型に共通する応急対策

1. 初動時における情報連絡

(1) 情報連絡に当たっての留意点（巧遅より拙速を優先）

- 危機という非常事態においては、初動対応が肝心であることから、5W1Hを完全に備えた巧遅な報告にこだわらず、断片情報であっても、得られた情報をそのまま速報し、詳細は追加情報として続報で報告すること。
- 特に、初動対応に必要な第一報において、連絡者及び報告を受ける幹部は、この点に十分留意すること（完璧な報告を追求しないこと、要求しないこと）。
- 報告優先順位は、WHAT（何が起こったか）を最優先報告事項とし、以下、WHO（誰が）、WHEN（いつ）、WHERE（どこで）、WHY（なぜ）、HOW（如何にして）の順とすること。

「何」「だ(誰)」「い(いつ)」「どこ」「な(なぜ)」んだ「い(如何に)」
➡ 『何だい、どこなんだい』と覚える

(2) 所管が明確な場合における情報連絡

- 危機発生 of 第一報を入手した所管課長は、〈被害拡大のおそれがある〉〈社会的影響が大きい〉〈極めて緊急な対応を要する〉のいずれかに当たると判断する場合には、緊急連絡網に基づき、教育庁五役に速やかに情報を伝達し、初動体制に関する指示を仰ぐこと。
- 教育次長（事務）は危機管理監へ、所管課長は教育政策課長及び防災危機管理課へ当該情報を伝達すること。
- また、当該情報伝達と同時並行して、担当課総括主査から、他の各課総括主査に第一報を通報すること。

(3) 所管が不明確な場合における情報連絡

- 危機発生 of 第一報を入手した教育政策課長は、〈被害拡大のおそれがある〉〈社会的影響が大きい〉〈極めて緊急な対応を要する〉のいずれかに当たると判断する場合には、教育庁五役に速やかに情報を伝達し、初動体制に関する指示を仰ぐとともに、当該危機の担当として指定された課長に情報を伝達すること。
- 教育次長（事務）は危機管理監へ、教育政策課長は防災危機管理課へ当該情報を伝達すること。
- また、当該情報伝達と同時並行して、教育政策課総括主査は、他の各課総括主査に第一報を通報すること。

(4) 臨機応変な対応の確保

- 連絡受信者の事故等何らかの理由により、連絡系統により通報し難い場合においては、情報が教育長に到達することを最優先し、当該連絡受信者をスキップする等各連絡者は適宜臨機応変な対応を心がけること。
- スキップした場合には、事後できるだけ早いタイミングで当該連絡受信者に事後報告し、連絡系統にひずみが生じないようにしておくこと。

2. 山口県教育委員会危機管理対策本部の設置（初動体制の確立）

(1) 対策本部の設置

- 当該危機に対し、被害拡大の広汎性等に鑑み、県教委の組織をあげて迅速かつ的確に対処することが必要であると認めるときは、教育長を本部長とする山口県教育委員会危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 被害拡大の広汎性等に鑑み、部局横断的に設置される山口県危機管理対策本部（以下「知事部局対策本部」という。）が設置される場合は、対策本部は知事部局対策本部の下部組織として位置づけるものとする。
- 対策本部を設置した場合には、総務部防災危機管理課に通報するとともに、報道機関への発表等を通じ、速やかにその旨を県民に向けて広報するものとする。

(2) 設置手続き等

- 教育政策課長は、教育長の指示に基づき、対策本部を設置するものとする。
- 対策本部を設置した場合には、本部室入り口に当該危機名を冠した「〇〇山口県教育委員会危機管理対策本部」の表示板を掲示するものとする。

(3) 対策本部の役割

- ① 対策本部は、各課の権能の総合調整・方針決定を行うものとし、各課は同方針に基づき所要の危機管理対策を講じるものとする。
- ② 知事部局対策本部が設置される場合は、対策本部は同本部設置までの準備行為を行うとともに、同本部設置後は下部組織としての役割を担うものとする。
- ③ 対策本部が設置されても、当該危機への基本的な責務・権限は担当課にあることから、総合調整・方針決定は次により行う。
 - * まず、各本部員が主体的に各課の所掌事務に関する被害情報に関して必要な分析を行い、講ずべき応急対策に関して必要な検討を加えることを基本とする。
 - * 対策本部は、これらの応急対策をとりまとめ、集約した上で、情報の共有化や応急対策に関する全般的なバランス調整といった必要な連絡調整を行い、方針決定を行う。

(4) 迅速かつ的確な対策の実施

- 必要な諸情報の迅速、的確かつ継続的な収集（可能な限り多様なルートから情報収集）
- 知事部局対策本部が設置された場合は、同本部との円滑かつ的確な連携
- 教育庁内各課、関係部局・団体等との連携
- 対策本部長は、対策本部の事務を統括し、各種対策を迅速かつ的確に実施

(5) 職務代理

対策本部の指揮命令系統については、教育長が不在の場合には教育次長（事務）が、教育長及び教育次長（事務）が不在の場合には教育政策課長が指揮を執るものとする。

(6) 現地対策本部の設置

当該危機の被害規模その他の状況により、被災現地において、市町と緊密に連携をとりつつ、応急対策を強力に推進する必要があると本部長が判断した場合は、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地危機管理対策本部を設置する。

■ 対策本部における所掌事務

担当課	所掌事務
教育政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の事務局に関すること 2 各課からの被害情報のとりまとめに関すること 3 知事対策本部との連絡調整に関すること 4 危機における広報及び広聴に関すること 5 本部長及び副本部長の秘書に関すること 6 本部長及び副本部長の行動日程の作成及び関係課・部局への連絡に関すること 7 教育庁五役の誘拐・テロが発生した場合における対策のとりまとめに関すること 8 職員の非常動員に関すること 9 多数の職員が巻き込まれた事件事故が発生した場合における対策のとりまとめに関すること 10 避難地、避難施設となっている学校施設の安全対策に関すること 11 応急対策に必要な予算措置要求に関すること 12 職員の食料、仮眠用毛布・ベッド等の確保及び配給に関すること
高校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 修学旅行において、死亡事故等が発生した場合における対策のとりまとめに関すること
学校安全 ・体育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校・公立幼稚園に不審者が侵入・占拠、園児・児童・生徒に危害が発生した場合における対策のとりまとめに関すること 2 新型インフルエンザ等大規模な流行が想定される感染症が発生した場合における対策の取りまとめに関すること 3 重大な食中毒が発生した場合における対策の取りまとめに関すること
社会教育・ 文化財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書館等社会教育施設に不審者が侵入・占拠、見学者に危害が発生した場合における対策のとりまとめに関すること
その他 所管課	<ol style="list-style-type: none"> 1 その他、県教委の組織をあげ横断的に迅速かつ的確に対処することが必要と認められる事案への対策のとりまとめに関すること

3. 職員の非常参集

各課は、自ら所管する危機について、課単独対応レベルから知事対策本部対応レベルまで各段階に応じて、迅速かつ的確に対応を確保するため、あらかじめ指定している非常参集要員を速やかに配備するものとする。

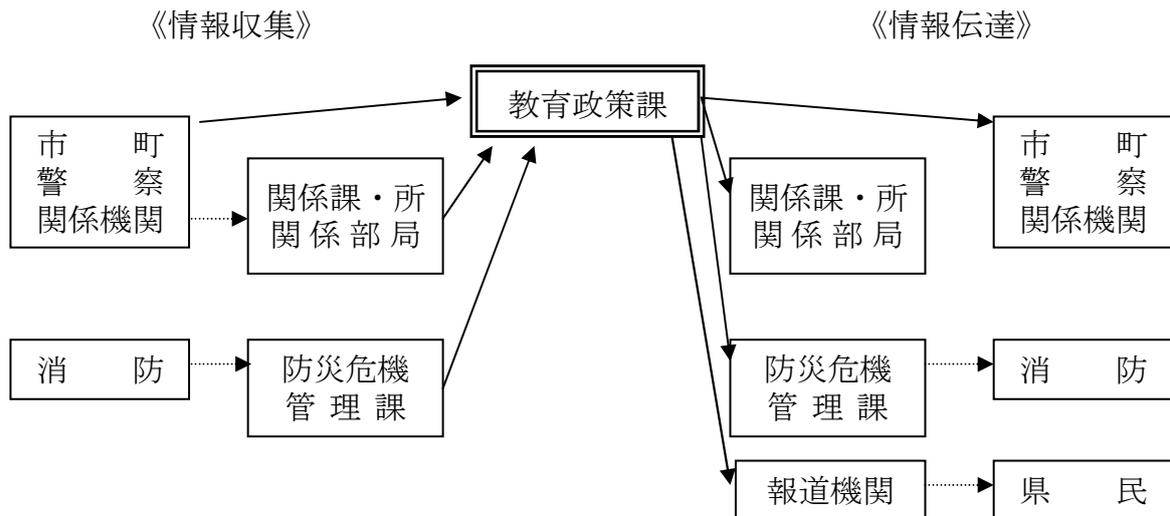
また、対策本部が設置される場合には、対策本部事務局の教育政策課は、各課総括主査を通じて、あらかじめ指定されている非常参集職員に対して可及的速やかに参集するよう連絡をとるものとする。

4. 情報の収集・伝達

(1) 基本的な考え方

危機発生時の情報管理は、一刻を争う性質のものであるため、通常ルートにはこだわらず、多チャンネルかつ教育政策課への情報一元化を基本に対処するものとする。

なお当然のことながら、事件・事故に関わる危機発生の際は警察通報（110番）、消防通報（119番）を最優先することとし、その後、本マニュアルによる情報管理措置を講じるものとする。



(2) 情報の収集（被害情報の把握）

以下に掲げる様々なルート及び手法により情報を収集するものとする。なお、情報収集漏れの事項をなくし、情報の輻輳を防止し、より情報の確度を高めるため、可能な限りあらかじめ定められた情報フォーマットにより情報収集に努めるものとする。（ただし、情報収集に当たっては、初動時における情報連絡と同様、「巧遅より拙速を優先する」ことに常に念頭に置きながら対応するものとする。）

- ・ 県立学校等出先機関、教育機関による情報収集
- ・ 市町教委からの被害情報連絡
- ・ 警察・消防等関係機関からの情報収集
- ・ 防災危機管理課等知事部関係課からの情報収集

資料…「危機発生報告書」（情報フォーマット）

(3) 情報の伝達

収集した被害情報及び知事対策本部、対策本部の応急対策の実施状況等については、必要に応じ、各課や各出先機関・教育機関等にフィードバックし、相互連携した応急対策の実施に役立てるものとする。

5. 広報活動

- (1) 教育庁における広報窓口は、教育政策課教育企画班に一元化するものとする。
- (2) 記者発表担当者（スポークスマン）は、原則として教育企画班長を充てるものとし、特に重要・重大な案件については教育政策課長が対応するものとする。

- (3) 出先機関又は教育機関において記者発表等を求められた場合の窓口については、学校については教頭、学校以外の機関については次長が対応するものとする。
- (4) 別に定める広報マニュアルにより、県民の安全や安心を確保する観点から、安全に関する情報や対策本部の講じた対策等について、県民に対して迅速、的確かつ適時適切な広報活動を実施するものとする。
- (5) 知事対策本部が設置される場合は、広報活動は、県教委の広報情報等の収集・集約・発信は教育政策課教育企画班を通じ、広報広聴課に一元化して実施するものとする。

6. 救助・救急、医療等活動

山口県地域防災計画（本編）第3編 災害応急対策計画 第4章 救助・救急・医療等活動計画及び「山口県危機管理マニュアル」（以下「県マニュアル」という。）に準拠して実施することとする。

7. 避難

山口県地域防災計画（本編）第3編 災害応急対策計画 第5章 避難計画及び県マニュアルに準拠して実施することとする。

8. 応援要請

山口県地域防災計画（本編）第3編 災害応急対策計画 第7章 応援要請計画及び県マニュアルに準拠して実施することとする。

9. 緊急輸送

山口県地域防災計画（本編）第3編 災害応急対策計画 第8章 緊急輸送計画及び県マニュアルに準拠して実施することとする。

10. 災害時要援護者支援

山口県地域防災計画（本編）第3編 災害応急対策計画 第15章 災害時要援護者支援計画及び県マニュアルに準拠して実施することとする。

11. ボランティア活動支援

山口県地域防災計画（本編）第3編 災害応急対策計画 第16章 ボランティア活動支援計画及び県マニュアルに準拠して実施することとする。

第2章 各危機類型の個別の応急対策

1. 学校等関連施設へ不審者が侵入・占拠、生徒等に危害が発生

① 対策本部の設置（併せて知事対策本部の設置要請）

……以下、知事対策本部が設置されれば同本部と連携実施……

② 防災関係機関への通報連絡

県警、消防、市町、医療機関、自衛隊

……以下、警察・消防等との連携により実施……

③ 監禁された人数、氏名、安否情報等の収集

④ 施設内への立ち入り禁止措置

⑤ 周辺道路の通行規制

⑥ 周辺住民への状況説明

⑦ 防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等

- ・ 自衛隊への災害派遣要請
- ・ 救助・救急体制の配備
- ・ 消火体制の配備
- ・ 救急病院の確保

⑧ 安否情報の提供（特に被災者の家族については、現地対策本部に臨時情報提供窓口をつくり、待機場所を確保することを検討）

⑨ 事件の長期化に備え、家族の宿泊、食事、移動手段等の準備（必要に応じて地元市町などへの協力要請。公民館等の活用、炊き出しなど）

⑩ メンタルサポートの実施

⑪ ①～⑩の事項について、随時広報を実施

2. 学校等教育関係施設の爆破等（爆破予告を含む）

(1) 爆破予告があった場合

① 警戒体制強化

② 防災関係機関への通報連絡

県警、消防、市町、医療機関、自衛隊

……以下、警察・消防等との連携により実施……

③ 施設内の児童・生徒、来庁者、職員の避難・誘導

④ 施設内への立ち入り禁止措置

⑤ 施設周辺への立ち入り規制

⑥ 不審物の捜索

⑦ 周辺住民への状況説明

⑧ 周辺住民の避難・誘導、避難場所の確保

(2) 爆破等があった場合

- ① 対策本部の設置（併せて知事対策本部の設置要請）

……以下、知事対策本部が設置されれば同本部と連携実施……

- ② 防災関係機関への通報連絡

県警、消防、市町、医療機関、自衛隊

- ③ 防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等

- ・ 自衛隊への災害派遣要請
- ・ 救助・救急体制の配備
- ・ 消火体制の配備
- ・ 救急病院の確保

……以下、警察・消防等との連携により実施……

- ④ 緊急避難の指示・誘導

- ⑤ 消火・救助活動、負傷者の搬送、行方不明者の捜索、遺体の安置、身元確認等

- ⑥ 安全対策（2次災害防止）

- ⑦ 被災状況のとりまとめ、来庁者・職員の人数、氏名、安否情報等の収集（周辺住民も含む）

- ⑧ 庁舎内及び周辺地域への立ち入り制限措置

- ⑨ 周辺道路の交通規制措置

- ⑩ 応急復旧対策

- ⑪ 周辺住民への状況説明

- ⑫ 安否情報の提供（特に被災者の家族については、現地対策本部に臨時情報提供窓口を作り、待機場所を確保することを検討）

- ⑬ 事件の長期化に備え、家族の宿泊、食事、移動手段等の準備（必要に応じて地元市町村などへの協力要請。公民館等の活用、炊き出しなど）

- ⑭ ①～⑬の事項について、随時広報を実施

3. 多数の県職員又は児童・生徒が巻き込まれた事件・事故の発生

- ① 対策本部の設置（併せて知事対策本部の設置要請）

……以下、知事対策本部が設置されれば同本部と連携実施……

- ② 安否情報の収集（場合により、現地対策本部の設置）

- ③ 安否情報の提供（特に被害者の家族については、現地対策本部に臨時情報提供窓口を作り、待機場所を確保することを検討）

- ④ 職員被害の場合は業務執行体制の応急確保

- ⑤ メンタルサポートの実施

- ⑥ ①～⑤の事項について、随時広報を実施

4. 海外修学旅行における死亡事故等被害の発生

- ① 対策本部の設置（併せて知事対策本部の設置要請）

……以下、知事対策本部が設置されれば同本部と連携実施……

- ② 安否情報の収集

外務省、旅行業者、航空業者（航空機事故の場合に限る）

……以下、外務省との連携により実施……

- ③ 被災家族の渡航支援

- ・ 旅券の迅速な発給及びそのための助言・指導
- ・ 査証取得のための助言・指導
- ・ その他海外渡航（航空券、宿泊等）に関する助言・指導

- ④ 安否情報の提供

- ⑤ ①～④の事項について、随時広報を実施

5. 極端な雑踏による被害の発生（県イベントの場合）

- ① 対策本部の設置（併せて知事対策本部の設置要請）

……以下、知事対策本部が設置されれば同本部と連携実施……

- ② 防災関係機関への通報連絡

県警、消防、市町、医療機関、自衛隊

……以下、警察・消防等との連携により実施……

- ③ 被害者の人数、氏名等安否情報の収集

- ④ 防災関係機関への要員・資機材の派遣要請等

- ・ 自衛隊への災害派遣要請
- ・ 救助・救急体制の配備
- ・ 救急病院の確保

- ⑤ 周辺地域での通行制限

- ⑥ 被災状況の調査・とりまとめ

- ⑦ 周辺住民への状況説明

- ⑧ ①～⑦の事項について、随時広報を実施

6. 新型インフルエンザの発生

① 対策本部の設置

……以下、知事対策本部及び医療機関と連携実施……

- ② 学校への迅速かつ正確な情報提供
- ③ 休校・学級閉鎖・罹患者数等の情報収集
- ④ 不要不急の集会等の自粛要請
- ⑤ 休校措置・入学試験の延期等を要請
- ⑥ ①～⑤の事項について、随時広報を実施

※参考：「学校における新型インフルエンザ対応マニュアル」
「山口県新型インフルエンザ対策行動計画」

第4編 資料編

- 山口県教育委員会危機管理対策本部設置運営要綱
- 対策本部の活動イメージ
- 危機発生時の緊急連絡ルート

(参考：「危機」以外の連絡先)
- 危機発生時における県教委広報マニュアル
- 危機発生報告書

山口県教育委員会危機管理対策本部設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県教育委員会（以下「県教委」という。）が所管する事項に関して、県民の生命・財産に重大な被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある緊急事態に対し、県教委の組織をあげて、迅速かつ的確に対処するために必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の設置)

第2条 前条に定める緊急事態（以下「当該危機」という。）に対し、被害拡大の広汎性等に鑑み、県教委の組織をあげて迅速かつ的確に対処するため必要があると認めるときは、教育長は、山口県教育委員会危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

(対策本部の組織等)

第3条 対策本部の長は、対策本部長とし、教育長をもって充てる。

- 2 対策本部に対策副本部長及び対策本部員その他の職員を置く。
- 3 対策本部長は、対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
- 4 対策副本部長は、教育次長（事務）をもって充てる。
- 5 対策副本部長は、対策本部長を助け、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 対策本部員は、別表1に掲げる者、及び別表2に掲げる者の中から当該危機の内容に応じ教育長が指定する者をもって充てる。なお、当該危機の性質に応じ、対策本部長は、別表に掲げる者に関し必要な加除を行うことができる。

(対策本部の所掌事務)

第4条 対策本部は、次に掲げる事務を司る。

- (1) 当該危機に関する情報の収集、分析及び伝達に関すること
- (2) 当該危機に対する初動対策及び応急対策に関すること
- (3) 関係機関との連携に関すること
- (4) 県民に対する広報活動に関すること
- (5) その他危機管理に係る重要事項に関すること

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、教育政策課総務管理班において処理する。

(対策本部の廃止)

第6条 教育長は、当該危機が終息したと認めたとき、又は応急対策が概ね完了したと認めたときは、対策本部を廃止するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、対策本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月29日から施行する。

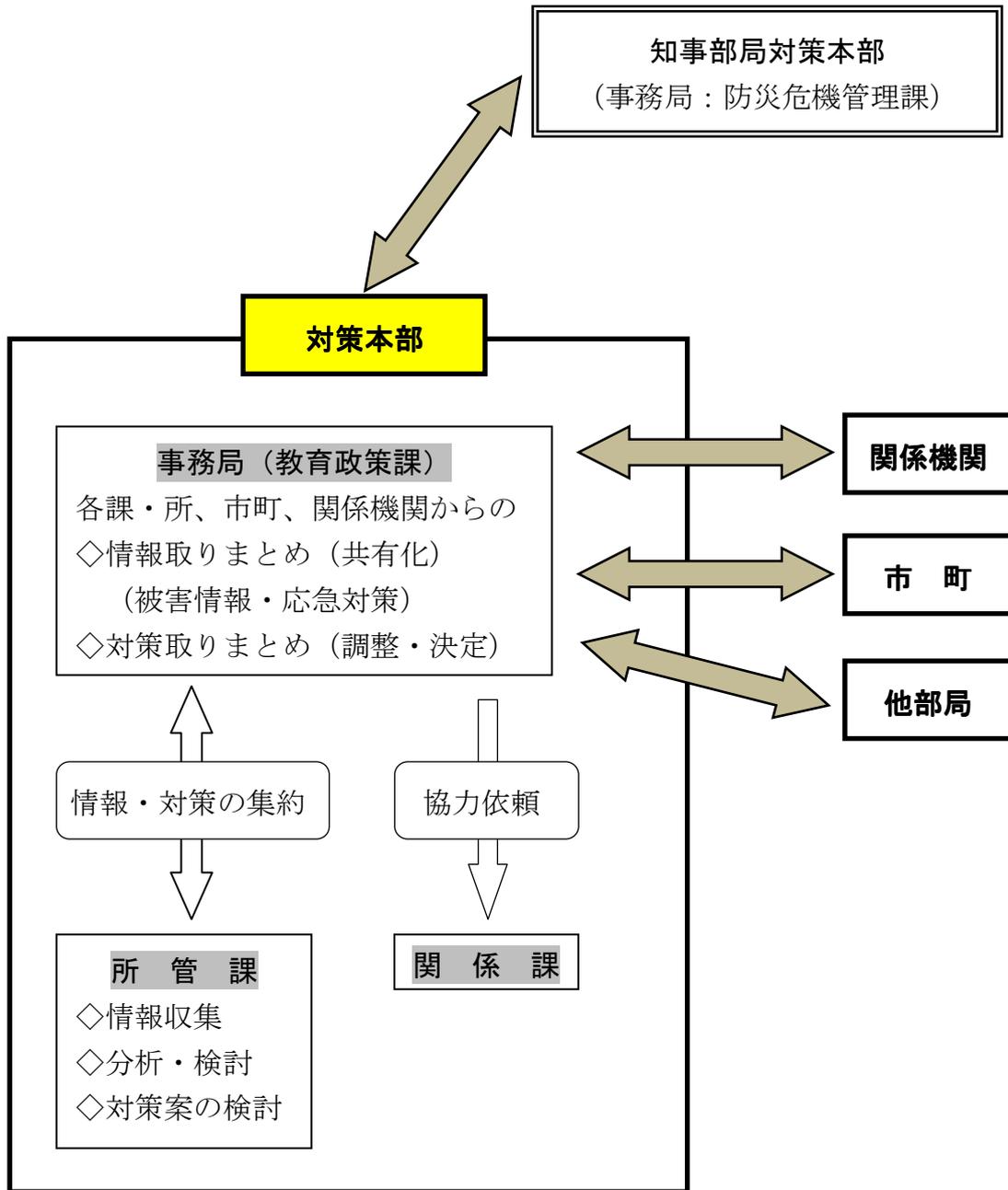
別表1

本 部 員	教育次長（教職）
〃	審議監（義務・特支）
〃	審議監（スポーツ）
〃	教育政策課長

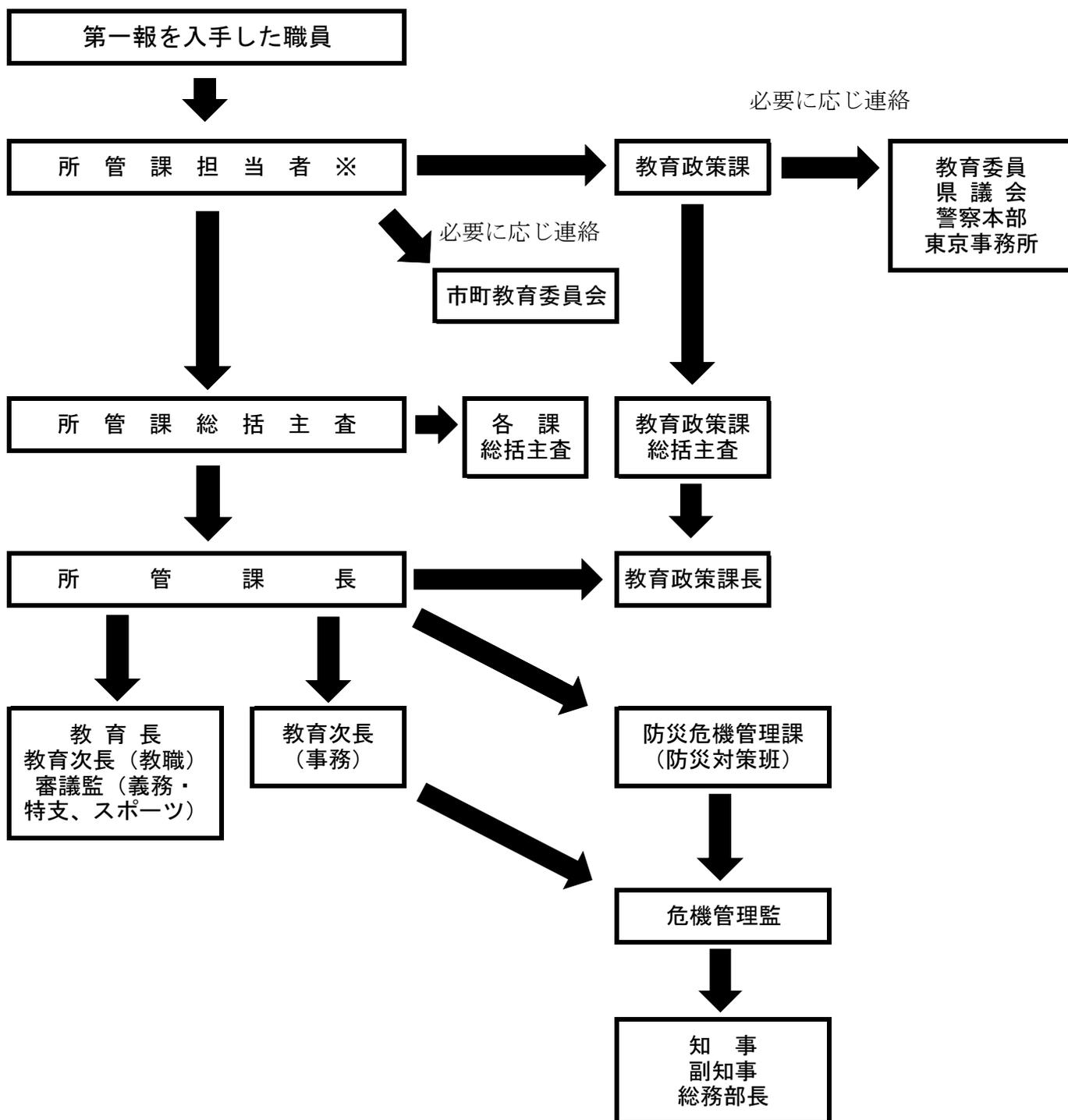
別表2

本部員候補	教職員課長
〃	義務教育課長
〃	高校教育課長
〃	特別支援教育推進室次長
〃	社会教育・文化財課長
〃	人権教育課長
〃	学校安全・体育課長

対策本部の活動イメージ



「危機」発生時の緊急連絡ルート（所管が明確な場合）



○ 巧遅より拙速を優先。

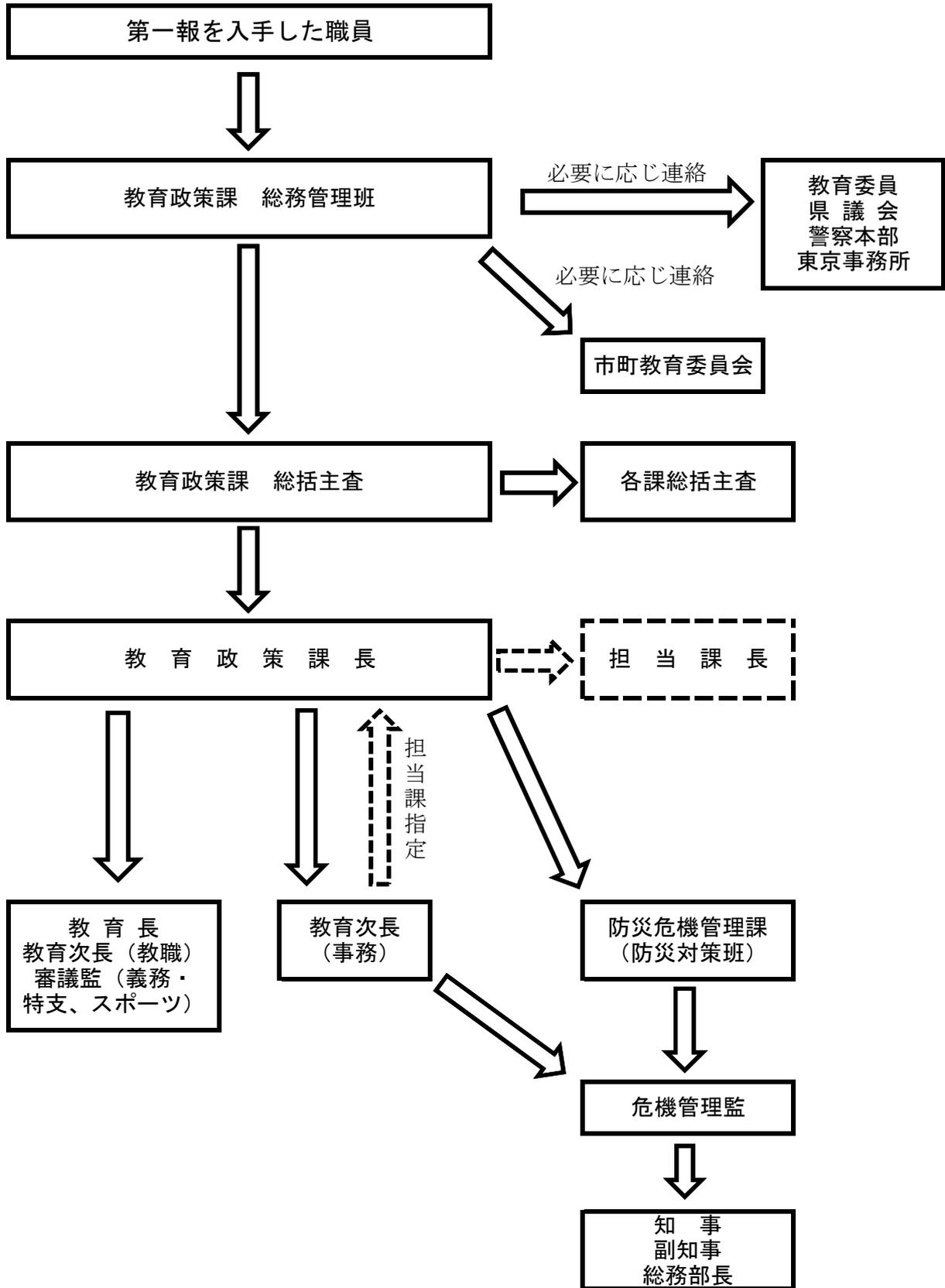
○ 担当者以外が緊急連絡を受信した場合、たらい回しにせず内容を聴き取り、担当者へ引き継ぐこと。

※ 主な所管課

- ・ 社会教育・文化財課：社会教育施設にかかるもの
- ・ 学校安全・体育課：生徒関連事件・事故、学校へ不審者侵入、学校爆破予告、健康被害関連

緊急連絡先：090-6842-6766（教育政策課）、090-4894-2786（学校安全・体育課）

「危機」発生時の緊急連絡ルート（所管が不明確な場合）



- ・ 緊急連絡先：090-6842-6766（教育政策課）
- ・ 巧遅より拙速を優先。
- ・ 担当者以外が緊急連絡を受信した場合、たらい回しにせず内容を聴き取り、担当者へ引き継ぐこと。

(参考：「危機」以外の連絡先)

【学校】

事 案	連 絡 先	連絡先 (携帯)
学校における事件・事故	学校安全・体育課 学校安全管理室 (学校安全班) 083-933-4673	学校安全・体育課 090-4894-2786
児童・生徒の事故		
学校での盗難事件		
薬品・劇薬物盗難等事件		
児童・生徒の事件	学校安全・体育課 学校安全管理室 (児童生徒支援班) 083-933-4680	学校安全・体育課 090-4894-2786
児童・生徒の問題行動等 (いじめ・自殺等)		
学校保健関係 (食中毒・インフルエンザ等)	学校安全・体育課 (こども元気づくり班) 083-933-4685	
部活動中の重大事故等	学校安全・体育課 (スポーツ振興班) 083-933-4690	
学校施設被害 (自然災害、火災発生等)	教育政策課 (施設班) 083-933-4526	教育政策課
風水害等に伴う休校等	教育政策課 (総務管理班) 083-933-4510	090-6842-6766
教職員の交通事故・不祥事	教職員課 (学校管理班) 083-933-4555	教職員課 090-5705-9072
教職員の死亡等 (死亡、重篤な負傷・疾病、 行方不明等)	教育政策課 (総務管理班) 083-933-4521 高校教育課 (人事班) 083-933-4624 義務教育課 (地域支援・人事班) 083-933-4595	

【学校以外の各機関】

機 関	所 管 課
やまぐち総合教育支援センター	教職員課 (人事企画班) 083-933-4550
図書館	社会教育・文化財課 (企画班) 083-933-4650
博物館	
文書館	
埋蔵文化財センター	
十種ヶ峰青少年野外活動センター	社会教育・文化財課 (青少年教育班) 083-933-4656
青年の家	
秋吉台少年自然の家	
ふれあいパーク	
スポーツ交流村	学校安全・体育課 (学校安全班) 083-933-4670

危機発生時における県教委広報マニュアル

1. 目的

危機発生時において、県民のニーズに応じ、安全に関する情報や県教委の講じた対策等に関する情報等を多様な手段により迅速、的確かつ適時適切に広報することにより、情報の輻輳による混乱を防止し、県民の安全・安心を確保することを目的とする。

2. 広報内容

上記目的に照らし、以下の情報について重点的に広報する。

- (1) 当該危機の概要及び被害状況に関する情報
- (2) 安否情報及び安否情報の問い合わせ先（県民向け相談窓口やN T T災害用伝言ダイヤルの開設情報を含む。）
- (3) 当該危機に対して県民一人一人が安全を確保する上で必要となる情報
- (4) 県教委として講じた初動対応（危機管理対策本部の設置等）に関する情報
- (5) 当該危機に対して県教委として講じた各種対策に関する情報
- (6) その他必要な情報

3. 広報の手順及び手段

(1) 手順

- ① 情報の輻輳による混乱を防止するため、広報情報については、教育政策課教育企画班において一元的に管理し、報道機関に提供するものとする。また、広報資料には、必ず作成責任者、作成日時、情報入手元等の属性を記載することとする。
なお、可能な範囲において、関係機関との間で互いの広報情報の交換に努めるものとする。
- ② 広報情報の記者発表者（スポークスマン）は、原則として教育企画班長とし、特に重要・重大な事項については教育政策課長が担当するものとする。
- ③ 出先機関又は教育機関において記者発表等を求められた場合の窓口については、学校については教頭、学校以外の機関については次長が対応するものとする。
- ④ ①の実施に当たっては、教育企画班は、情報の公表、広報の内容、発表時期及び方法について、危機管理対策本部と相互に緊密な連携を取り合うものとする。
- ⑤ 広報すべき内容の緊急度、重要度に応じ、適宜、以下（2）に掲げる広報手段を使い分けるものとする。

(2) 手段

- ① 記者発表
- ② 報道機関への情報提供（放送の要請も含め）
- ③ 関係機関（市町、県警等）への協力要請
- ④ インターネットの活用

危機発生報告書（第 報）

（平成 年 月 日 時 分現在）

発生日時	平成 年 月 日 () 時 分		
発生場所			
通報者	所 属 職氏名 TEL	受領者名 (時間)	所 属 職氏名 年 月 日 () 時 分

危機 の 概 況						
被害 の 状 況	人的被害	死者	名	住家被害	全壊	棟
		負傷者	名		半壊	棟
		行方不明者	名		一部破損	棟
	非住家被害	区 分	棟 数	被 害 状 況		
		公共建物	棟			
		その他	棟			
その他						
応 急 対 応	〈避難措置・消防機関の出動状況・各機関の実施した応急対策等〉					
備 考	〈市町からの支援・応援要請の有無等〉					